

## 1 前期行動計画事業の評価

### (1) 目標事業量設定事業実績及び評価

事業名	事業内容	現状 16年度	目標年次 21年度	実績 20年度	担当課の評価	子育て子育ちを語る 広場での評価等
1 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育 [派遣型])	児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童をその居宅において一時的に預かる事業  ※市の考え方 病後児保育については、施設型を優先して検討します。	箇所 0	箇所 0	箇所 0		特になし
2 ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい者と、援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うためのセンターを設置する事業  ※市の考え方 民間の育児ボランティアグループの活動状況をふまえて今後の検討課題とします。	箇所 0	箇所 0	箇所 1	平成20年12月子育て支援センターにコーディネータ1名を配置し、設置した。	市民団体などが実施する託児と連携し、進められたい。 PRに努め、会員・事業の拡大を図られたい。
3 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びの場を提供し健全育成を図る事業  ※市の考え方 17年度に全ての小学校区域ごとの放課後児童健全育成事業の態勢が整いますことから、事業内容の充実に努めます。	箇所 11	箇所 12	箇所 12	小学校区域の整備が完了し、放課後児童健全育成事業の充実が図られた。	世代間交流の推進と、中高年層の方々の知識・経験を放課後児童の健全育成に生かされるよう検討されたい。
4 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、乳児院や児童養護施設等で必要な保護を行う事業  市の考え方 児童の一時保護については、児童福祉法に基づき、中央児童相談所との連携により、今後とも対応します。	箇所 0	箇所 0	箇所 0		特になし
5 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	保護者が仕事等により平日の夜間、休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、乳児院や児童養護施設等で必要な保護を行う事業  市の考え方 児童の一時保護については、児童福祉法に基づき、中央児童相談所との連携により、今後とも対応します。	箇所 0	箇所 0	箇所 0		特になし
6 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育 [施設型])	児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業	箇所 0	箇所 1	箇所 0	平成23年開設予定の私立保育園で実施予定である。	特になし
7 一時保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う臨時の保育及び保護者の傷病等緊急的保育を必要とする児童に対する保育事業	箇所 3	箇所 4	箇所 15	公立保育園全園で一時保育事業の充実を図った。	特になし

8	特定保育事業	多様化した保育需要に対応するため、必要な日時について、保育を行う事業	箇所 0	箇所 1	箇所 0	一時保育と同様に考え、一児保育の充実を図ってきた。	特になし
9	つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ保護者とその子どもが、気軽に集い交流する場を公共施設内や空き店舗に設け、ボランティアによる育児相談等を実施する事業  <del>※市の考え方</del> 市では、従来から児童センターの「遊びの広場」事業や、子育て支援センターの利用時間の拡充等により、対応します。	箇所 0	箇所 0	箇所 0		遊びの広場は充実を図っていかれたい。
10	地域子育て支援センター事業	子育て家庭等に対する相談指導、子育てサークルへの支援、地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業	箇所 1	箇所 1	箇所 1	利用者が増加し、施設及び駐車場が飽和状態になることがある。	子育て支援センターに来れない人への支援を検討していただきたい。
11	通常保育事業	保育園で実施する保育のうち、特別保育事業実施要綱に定める事業以外の、通常に実施される保育事業	箇所 17	箇所 17	箇所 17	全保育園で通常保育事業を実施した。	特になし
12	延長保育事業	保育園が、開所時間11時間を超えて、その前後の時間において実施する保育事業	箇所 7	箇所 8	箇所 7	公立保育園においては、開所時間11時間を超える延長保育の利用児童数は減少傾向にある。	保護者のニーズに応えられるよう検討されたい。
13	休日保育事業	日曜、祝日等の保護者の就労により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため休日の保育を実施する事業	箇所 1	箇所 2	箇所 1	休日保育の利用児童数は減少傾向にある。	特になし
14	夜間保育事業	夜間の保護者の就労により児童が保育に欠けている場合の夜間保育の需要に対応するため夜間の保育を実施する事業（開所時間概ね11時間、おおよそ午後10時までとする）  <del>※市の考え方</del> 夜間保育事業については、延長保育の拡充と併せて検討します。	箇所 0	箇所 0	箇所 0		特になし
15	マタニティーセミナー	妊娠4～6か月の妊婦とその配偶者を対象に次の目的により実施  ・母乳育児を支援 ・心身ともに健全な妊娠生活を送り、出産の心構え及び準備に役立てるための指導  ・夫婦ともに育児への心構えを身につける場とする	参加者 妊婦 131人  配偶者 53人	参加者 妊婦 200人  配偶者 80人	参加者 妊婦 147人  配偶者 57人	20年度より1回講座を拡大し、食育の取り組みにより「妊娠期からの食事」の内容を充実させた。 母乳栄養や赤ちゃんの抱き方、入浴方法など実習も多くのいた内容についている。 今後にむけて、参加者拡大のためのPR方法の工夫が必要。	開催日時・時期等を工夫されたい。

16	3か月児健康診査	満3か月児を対象に次の目的により実施 ・先天性疾患の診断及びハイリスク乳児の把握 ・乳児初期の疾病予防や健康増進のための保健指導 ・育児不安の保育上の問題点の把握	受診率 96.00%	受診率 96.00%	受診率 98.80%	先天性股関節脱臼等の疾病の早期発見につながっている。 3ヶ月健診前に新生児訪問を実施し、育児相談機関として保健センターの紹介や保健師とのつながりをつくり、健診の重要性と受診勧奨を行う。	特になし
17	1歳児健康相談	1歳の誕生月の児を対象に次の目的により実施 ・乳児期から幼児期への移行期における身体発達、精神発達、運動発達の状況を把握し、健全な発達を促すための保健指導 ・育児上の問題の把握 ・はみがき習慣及びう歯の予防指導 ・乳児食から幼児食への栄養指導	受診率 90.40%	受診率 92.00%	受診率 92.80%	乳児から幼児期への移行時期であり、食事や運動・こころの発達発育に重要な時期のため、育児支援の相談の場として継続していく	相談事業は午前中に開催することも検討されたい。
18	1歳児6か月児健康診査	満1歳児6か月児を対象に次の目的により実施 ・身体の疾病及び異常の有無の早期発見 ・運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害をもった幼児を早期発見し、適切な指導を行い心身障害の進行の未然防止 ・生活習慣の自立、幼児の栄養などの指導	受診率 87.20%	受診率 90.00%	受診率 89.90%	言葉やこころ・運動発達面で活発になる時期のため、発達状況の確認や生活習慣の確立についての相談支援を行っています	特になし
19	2歳児健康相談	2歳児を対象に次の目的により実施 ・健全な身体的、精神的、社会的発達に向けての保健指導 ・むし歯の早期発見、歯の健康の啓発	受診率 84.40%	受診率 90.00%	受診率 85.60%	こころや社会性の発達に大切な時期のため受診していただけरような周知が大切です。栄養の話も加わったため、健康相談の時間が2時間を越えることもあるため、内容や順番の工夫等検討しています。	相談事業は午前中に開催することも検討されたい。
20	3歳児健康診査	満3歳に達した児を対象に次の目的により実施 ・身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して医師、歯科医師等による総合診査を実施し、その結果に基づく適切な指導	受診率 88.80%	受診率 90.00%	受診率 91.10%	エプロンシアターを活用して、食習慣の確立やむし歯予防のため、お子さんにも楽しく理解してもらえるよう工夫しています。	特になし